

福山市立瀬戸小学校いじめの防止等に係る基本方針

1 いじめ防止基本方針の策定

本校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の趣旨を踏まえ、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応等を総合的かつ効果的に推進するため、本基本方針を定める。

いじめは、児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、生命や心身に重大な危険を生じさせるおそれのある重大な人権侵害である。

本校では、「すべての児童が安心して学び、自己存在感を実感しながら成長できる学校づくり」をめざし、発達支持的生徒指導を基盤とした教育活動を推進する。

また、児童一人一人の人権を尊重し、多様性を認め合う関係づくりを進めるとともに、学校・家庭・地域が連携し、いじめの未然防止、早期発見及び組織的対応に取り組む。

2 いじめの定義

本基本方針におけるいじめについて、法第2条を踏まえ、次の通り定義する。

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校や学校外その他における一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所が学校の内外を問わない。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

（出典「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）【改定版】

3 学校におけるいじめ防止対策の基本的な考え方

いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものであり、加えて大人には見えにくく発見が難しいという特性がある。そのため、アンケート調査や教育相談、日常的な実態把握等により早期に発見し、組織的かつ適切に対応することが重要である。

また、いじめの防止等の取組は、問題行動への対応のみならず、すべての児童の健やかな成長を支える生徒指導を基盤として進める必要がある。

本校では、すべての教職員が、児童の自己存在感を高め、共感的な人間関係を育み、自己決定の場を保障する発達支持的生徒指導を基盤として教育活動を行う。

その上で、児童一人一人の人権を尊重し、多様性を認め合いながら、安心して学び生活することのできる学校づくりを推進する。

(1) いじめの未然防止

いじめの未然防止のためには、児童一人一人が安心して過ごせる居場所づくりと、互いを認め合う絆づくりが重要である。

発達支持的生徒指導の視点を大切にし、児童の自己存在感を高め、共感的な人間関係を育み、自己決定の機会を保障する教育活動を推進する。

また、道徳教育、人権教育、特別活動及び学級活動等を通して、いじめを許さない態度や他者を尊重する心を育成する。

(2) 児童の主体的な活動の支援

児童会活動や学級活動等を通して、児童自身がいじめの問題について考え、話し合い、行動する機会を設ける。

また、児童の意見や願いを学校生活の改善に生かし、児童が主体的によりよい学校づくりに参画できるよう支援する。

(3) いじめの早期発見・早期対応

定期的なアンケート調査や教育相談を実施するとともに、日常的な観察や児童との対話を通して、小さな変化やサインを見逃さないよう努める。

欠席や遅刻の増加、友人関係の変化などについて組織的に情報共有し、いじめの可能性を含めて丁寧な実態把握を行う。

(4) いじめへの組織的な対応

いじめを認知した場合は、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに管理職へ報告し、「いじめ防止等対策委員会」を中心として組織的に対応する。

いじめを受けた児童の安全確保を最優先とし、関係児童への指導及び保護者への支援を行う。

また、事案の経過や対応内容について記録を残し、再発防止に向けた取組を進める。

なお、認知したいじめ事案の「解消」の判断にあたっては、拙速な幕引きや抱え込みを防ぐため、国のガイドラインに基づき、次の2つの要件をいずれも満たした状態が維持されているかを委員会で検証し、慎重に行う。

- ・ア いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3か月以上継続していること。
- ・イ 被害児童が心身の苦痛を感じておらず、安心して学校生活を送れていること。

(5) 情報モラル教育及びネットいじめへの対応

SNS、オンラインゲーム、動画共有サービス、メッセージアプリ等の利用に伴うトラブルやいじめの未然防止に向け、発達段階に応じた情報モラル教育を推進する。

また、ネット上のいじめは大人に見えにくい特性があるため、児童の日常的な様子（スマホの画面を過度に気にする、急に端末を隠す等）の観察を徹底する。さらに、福山市教育委員会や関係機関と連携したネットパトロール等による不適切な書き込みの早期発見に努めるとともに、保護者に対しては、家庭内での利用実態の把握や、異変を感じた際の学校への速やかな情報提供・相談を呼びかける。

家庭とも連携し、インターネットの適切な利用について継続的な啓発を行う。

(6) 家庭や地域との連携

いじめの防止等について、保護者や地域と課題意識を共有し、学校・家庭・地域が協働して児童を支える体制づくりを推進する。

瀬戸小学校PTA及び地域関係団体と連携しながら、児童が安心して生活できる環境づくりに努める。

4 実施体制

本校では、すべての教職員が児童の自己存在感を高め、共感的な人間関係を育み、自己決定の場を保障する発達支持的生徒指導を基盤として教育活動を行う。これらを組織的かつ実効的に推進し、学校全体で対応する体制を整備するため、校内に「いじめ防止等対策委員会」を設置（活用）する。

（１）いじめ防止等対策委員会

①構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーターを常設の構成員とする。

また、必要に応じて学年主任、学級担任、研究主任、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーその他関係機関の職員等を加える。

②役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し

イ いじめの未然防止に関する取組の企画及び推進

ウ 発達支持的生徒指導の視点に立った授業づくり及び学級づくりの推進

エ 児童の自己存在感を高め、共感的な人間関係を育み、自己決定の場を保障する教育活動の充実

オ いじめに関する情報の収集及び共有

カ いじめ事案への対応方針の協議及び決定

キ 重大事態への対応

ク 教職員研修の企画及び実施

ケ 年間計画の作成及び進捗管理

コ 取組の検証及び改善

（２）情報共有体制

教職員は、児童の気になる言動やいじめが疑われる事案を把握した場合は、一人で抱え込むことなく、速やかに管理職及び生徒指導主事へ報告する。

報告された情報については、いじめ防止等対策委員会を中心に情報共有を行い、組織として対応する。

（３）教育相談体制

児童が安心して相談できる環境づくりを推進するため、定期的な教育相談を実施する。

また、児童及び保護者に対して相談窓口を周知するとともに、必要に応じてスクールカウンセラーや関係機関と連携する。

（４）関係機関との連携

いじめの状況に応じて、福山市教育委員会、こども家庭センター、警察、医療機関、スクールソーシャルワーカー等の関係機関と連携しながら対応する。

（５）校内研修

すべての教職員がいじめ問題について正しく理解し、適切に対応できるよう、年間を通じて計画的に研修を実施する。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、次に掲げる場合を重大事態とする。

① いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

② いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

※「相当の期間」とは、年間30日を一つの目安とするが、児童が連続して欠席しているなど、事態の重大性や緊急性が高いと認められる場合は、日数の多寡にかかわらず迅速に判断し、重大事態として扱う。

③ 児童又は保護者から、いじめにより重大な被害が生じたとの申立てがあった場合

(2) 重大事態発生時の対応

重大事態が発生した場合は、被害児童の安全確保を最優先とするとともに、速やかに福山市教育委員会へ報告し、その指導及び支援のもと対応を行う。

また、「いじめ防止等対策委員会」を中核として重大事態対応チームを編成し、組織的に対応する。

(3) 重大事態対応チーム

重大事態対応チームは、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、関係学年教員等を基本構成員とし、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーその他関係機関の職員等を加える。

(4) 調査の実施

重大事態が発生した場合は、教育委員会との連携のもと、事実関係を明確にするための調査を行う。

調査に当たっては、客観的な事実の把握に努めるとともに、被害児童及び保護者の意向を尊重しながら、公平・中立な立場で実施する。

(5) 被害児童及び保護者への支援

被害児童が安心して学校生活を送ることができるよう、安全確保及び心のケアを行う。

また、保護者に対しては、調査の進捗状況及び学校の対応について適切に説明し、継続的な支援に努める。

(6) 関係機関との連携

必要に応じて、教育委員会、警察、こども家庭センター、医療機関その他関係機関と連携しながら対応する。

(7) 再発防止

調査結果を踏まえ、事案の背景や課題を分析し、学校全体で再発防止に向けた取組の改善を図る。

また、必要に応じて学校いじめ防止基本方針及び年間計画の見直しを行う。

6 取組みの検証と実施計画等の見直しについて

(1) 「いじめ防止等対策委員会」において、各学期末にいじめの防止等に係る取組状況を確認

認するとともに、年度末に成果と課題を整理し、次年度の取組に生かす。

- (2) 児童アンケート、教育相談、いじめの認知件数及び解消状況、不登校児童の状況等を基に実態把握を行い、必要に応じて学校いじめ防止基本方針及び年間計画の見直しを行う。
- (3) 発達支持的生徒指導の視点から、児童の自己存在感、共感的な人間関係及び自己決定の機会が保障されているかを振り返り、授業づくり及び学級づくりの改善につなげる。